

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年11月22日 07時20分ごろ
発生場所	愛知県日間賀島東方沖 尾張大磯灯標から真方位249°500m付近 (概位 北緯34°42.7′ 東経137°00.9′)
事故の概要	プレジャーボートレインボーは、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート レインボー、5トン未満（長さ7.17m）
船舶番号、船舶所有者等	250-45900愛知、株式会社Ks-factory
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	プロペラ脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 潮高 約100cm（衣浦）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、釣りの目的で愛知県田原市渥美火力発電所沖周辺に向け、スマートフォンの航海用電子参考図（以下「専用アプリ」という。）を表示させて、約18ノットの対地速力で南進中、「日間賀島東方沖の大磯と称する干出岩」（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、投錨し、船長が海上保安庁に本事故の発生を通報したのち、来援した巡視艇によって係留場所にえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生海域の航行経験が2回目であり、前回操船時に目視のみにより海面状況を見ながら航行できたので、専用アプリを表示させていたものの、前路に本件浅所があると思わず、専用アプリを拡大表示して前路の水深を確認しないまま航行していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.0mであった。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、専用アプリを表示させていたものの、本事故発生海域を航行した経験から、前路に本件浅所がないと思い、目視のみにより海面状況を見ながら、航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が、専用アプリを表示させていたものの、本事故発生海域を航行した経験から、前路に本件浅所がないと思い、目視のみにより海面状況を見ながら、航行を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと推定される。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行経験が少ない海域を航行する場合、目視のみに頼らず、事前に海図等を確認して航行予定海域の水路調査を適切に行い、障害物及び水深などを把握しておくこと。
--------------	---